

寒川町耐震改修促進計画

平成22年3月

寒川町

目 次

第 1 章 計画の目的等

1	計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画の位置づけ・目的・・・・・・・・・・	2
3	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	町・町民（所有者・管理者）の取組み・・・・・・・・	2

第 2 章 寒川町において想定される地震の規模・被害の状況

1	想定される地震・・・・・・・・・・	3
2	被害想定・・・・・・・・・・	4

第 3 章 建築物の耐震化の目標

1	住宅の耐震化・・・・・・・・・・	6
2	特定建築物等の耐震化・・・・・・・・・・	8
3	町有公共建築物の耐震化・・・・・・・・・・	10

第 4 章 建築物の耐震化を促進するための施策

1	耐震化の促進にかかる基本的な考え方・・・・・・・・	13
2	耐震化を促進するための施策・・・・・・・・・・	13
3	公共建築物の耐震化を推進するための施策・・・・・・・・	16

第 5 章 耐震改修等を促進するための指導や命令等についての所管行政庁との連携

1	耐震改修促進法による指導・助言の実施・・・・・・・・	17
2	耐震改修促進法による指示の実施・・・・・・・・・・	17

第 6 章 その他の耐震改修等を促進するための事項

1	地震時に通行を確保すべき道路に関する事項・・・・・・・・	18
2	確保すべき道路に関する方針・・・・・・・・・・	19

参考資料・・・・・・・・・・

第1章 計画の目的等

1 計画策定の背景

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅等の倒壊によるものでした。

また、建築物被害についての建築震災調査委員会の報告では、昭和56年6月の建築基準法改正以降の強化された新耐震基準※による建築物は倒壊に至るような大きな被害は少なかったという結果となっています。この傾向は、平成16年の新潟県中越地震においても顕著でした。このようなことから、大規模地震による被害を減少させるためには、特に、新耐震基準導入以前の建築物について耐震性の向上を図ることが求められています。

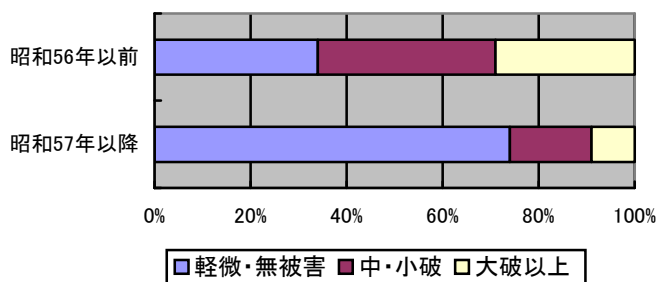
阪神・淡路大震災の被害等の状況

①死因別死者数

	死者数
家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831 (88%)
焼死体(火傷死体)及びその疑いのあるもの	550 (10%)
その他	121 (2%)
合 計	5,502 (100%)

平成7年度版「警察白書」より

②建築物被害（新耐震基準導入前後比較）



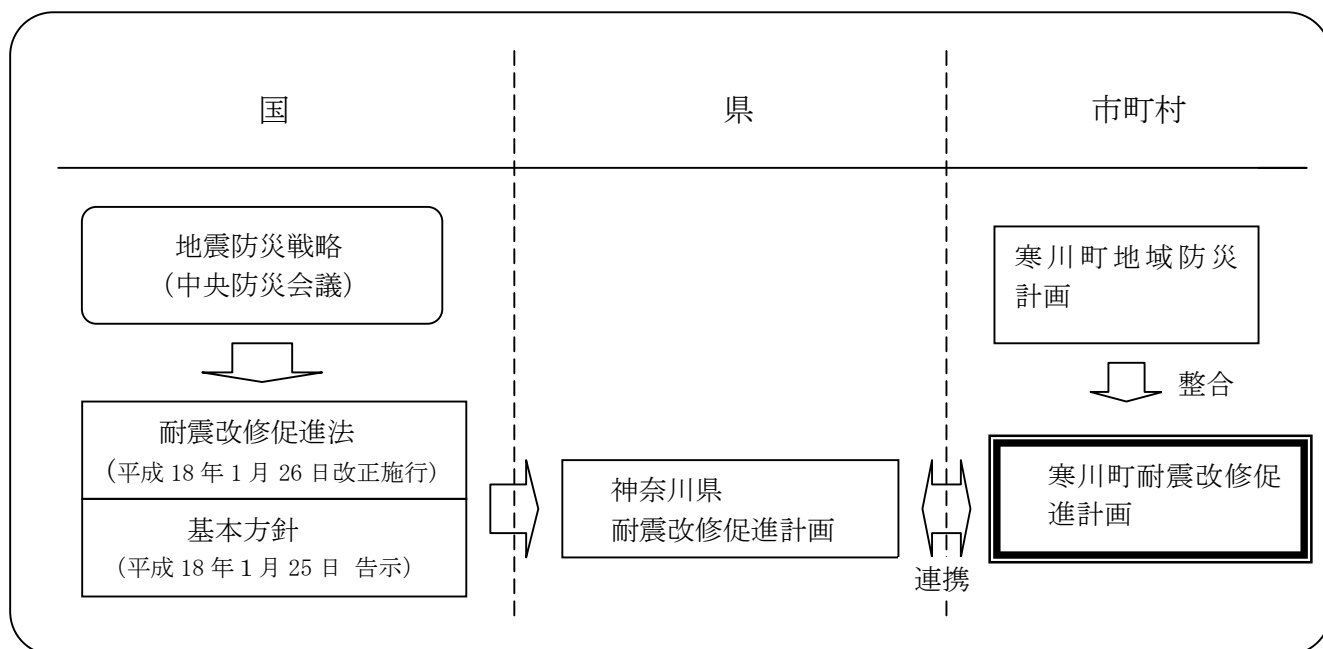
阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告書（平成7年）より

※ 宮城県沖地震（昭和53年M7.4）等の経験から、昭和56年6月に建築基準法の耐震基準が大幅に見直されて改正施行されました。この基準を「新耐震基準」と呼んでいます。

新耐震基準では、設計の目標として、中地震（震度5強程度）に対してはほとんど損傷なく建物の機能を保持し、大地震（関東大震災程度）に対しては建築物の構造上の主要な部分にひび割れ等の損傷が生じても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこととしています。

2 計画の位置づけ・目的

寒川町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、平成 18 年 1 月 26 日に改正施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号、以下「耐震改修促進法」という。）」第 5 条第 7 項に基づき、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 18 年 1 月 25 日、国土交通大臣告示第 184 号、以下「基本方針」という。）及び「神奈川県耐震改修促進計画」（以下、「県計画」という。）を勘案するとともに、本町における寒川町地域防災計画との整合を図り策定するものです。本計画は、新耐震基準導入以前の既存建築物の耐震化を図り、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的としています。



3 計画期間

国の基本方針では、建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定を平成 27 年としています。

本計画の期間は平成 22 年度から平成 27 年度までの 6 年間とします。また、定期的に計画内容を検証し、必要に応じて適宜、目標や計画内容を見直すこととします。

4 寒川町民（所有者・管理者）の取組み

町は、新耐震基準導入以前の耐震性の劣る建築物を主な対象とし、その所有者、管理者等に対し耐震診断及び耐震改修の促進について普及、啓発を図り、必要に応じて耐震診断・耐震改修補助、情報提供その他の措置を講ずるよう努めることとします。

建築物の所有者又は管理者である町民においては、自己の責任において建築物の地震に対する安全性を確保するよう努力する必要があります。

また、町が所有・管理する公共建築物については、災害時の避難場所や拠点施設として活用されるものなどを優先的、計画的に耐震化に取り組むものとします。

第2章 寒川町において想定される地震の規模・被害の状況

1 想定される地震

神奈川県は、太平洋プレート、フィリピン海プレート、北米プレートが集中する地域に位置するため、地震が起こりやすい地域です。「神奈川県地震被害想定調査報告書（平成21年3月）」では、東海地震、神奈川県西部地震、南関東地震、神奈川県東部地震、神縄・国府津―松田断層帯地震、三浦半島断層群地震、東京湾北部地震の7つが想定されていますが、とりわけ東海地震、神奈川県西部地震の切迫性が指摘されており、長期的には南関東地震の発生も想定されています。

① 東海地震

駿河トラフを震源域とするマグニチュード8クラスの地震。大規模地震対策特別措置法で発生の予知が可能とされている地震で、その発生の切迫性が指摘されています。

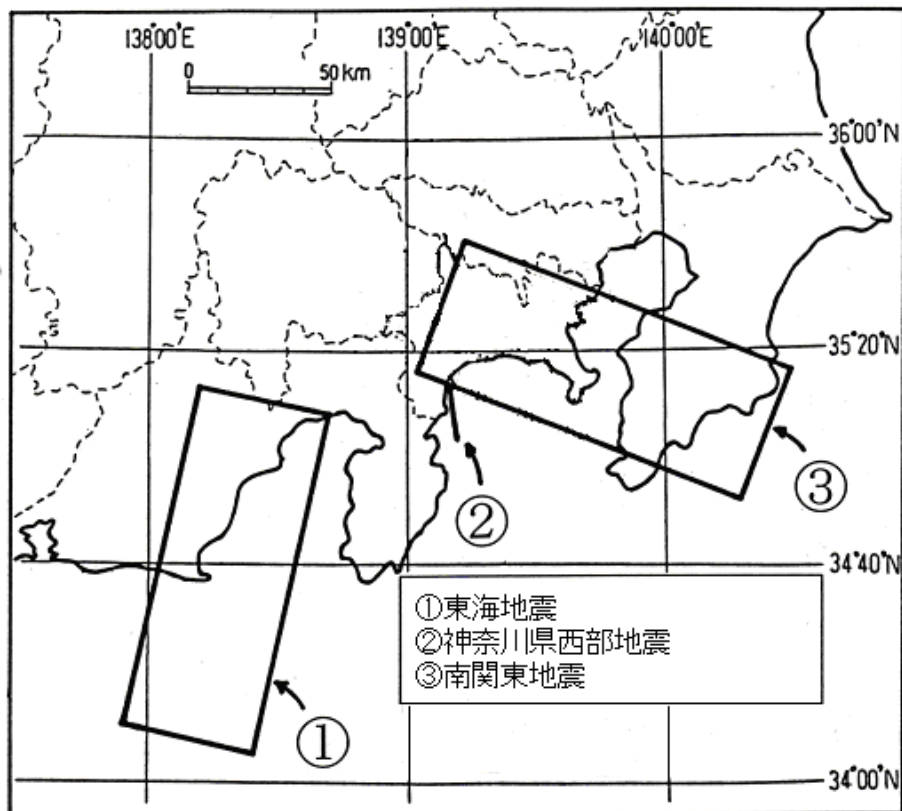
② 神奈川県西部地震

神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震。南関東地域直下の地震のタイプとして、地震発生の切迫性が指摘されています。

③ 南関東地震

相模トラフを震源域とするマグニチュード7.9の地震。1923年の関東大地震の再来型で、今後100年から200年先には地震の発生の可能性が高いとされ、地震に強いまちづくりを進めるための指標となる地震です。

【想定地震の震源域の分布図】



2 被害想定

本町に被害を及ぼすと考えられる地震について、神奈川県では、これまでに3度、地震被害想定調査を実施してきたが、前回の調査から10年が経過し、その間、人口や世帯数などの社会状況の変化や、新たな地震学上の知見も蓄積されているため、改めて、平成19年度から平成20年度にかけて地震被害想定調査を実施した結果、次のとおりです。

【被害想定結果一覧】

(神奈川県地震被害想定調査より)

被害想定項目 \ 想定地震		東海地震	神奈川県西部地震	南関東地震
建物	全壊棟数	310 棟	10 棟	5,540 棟
	半壊棟数	1,460 棟	210 棟	3,670 棟
火災	出火件数	*	0 件	10 件
	焼失棟数	*	*	640 棟
脱出困難	総数	60 人	*	1,280 人
人的	死者	*	0 人	70 人
	負傷者	130 人	30 人	2,720 人
	うち重傷者	20 人	*	670 人
避難	1 日後	3,520 人	410 人	35,690 人
	1 ヶ月後	3,470 人	380 人	25,900 人
帰宅困難	直後	2,650 人	2,650 人	2,650 人
	2 日後	0 人	30 人	1,510 人

注) 想定条件は次のとおりです。

季節：冬 日：平日 発生時間：午後6時

風速・風向：近年の気象観測結果に基づく地域ごとの平均

*は10未満の数値を表します。

第3章 建築物の耐震化の目標

耐震改修促進法に基づく基本方針では、東海地震等の想定死者数を半減させるため、住宅及び多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第6条第1号に掲げる建築物）の耐震化率※を平成27年までに9割とすることを目標としています。

このことから本町においても、住宅及び特定建築物等の耐震化の目標値を90%と定めることとします。

「特定建築物等」とは

耐震改修促進法では、学校、病院、社会福祉施設など多数の者が利用する一定規模以上（3階以上かつ1,000㎡以上など）の建築物等であって、建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物を「特定建築物」と呼んでいます。（詳しくはP11～12の特定建築物一覧参照）

本計画では耐震化率の算定上、新耐震基準に適合しているか否かにかかわらず、耐震改修促進法第6条第1号に掲げる建築物（詳しくはP11の特定建築物一覧参照）となる用途・規模の建築物全体を「特定建築物等」ということとします。

特定建築物等

（耐震改修促進法第6条第1号に定める用途・規模の建築物全て）

学校、病院、社会福祉施設など
多数の者が利用する一定規模以上
（3階以上かつ1,000㎡以上など）
の全ての建築物（民間施設、公共施設は問いません。）

特定建築物

（建築基準法等の耐震関係規定に適合しない建築物）

主に新耐震基準導入以前の耐震性に問題のある建築物

特定建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。（耐震改修促進法第6条）

※ 新耐震基準で建築された建築物と、新耐震基準施行以前に建築された建築物のうち新耐震基準に適合するものの合計が全体に占める割合をいい、下記の式で算出します。

耐震化率(%) = (新耐震基準施行以降に建設された建築物の棟(戸)数 + 新耐震基準施行以前に建築された建築物のうち新耐震基準に適合する棟(戸)数) ÷ 全建築物棟(戸)数 × 100

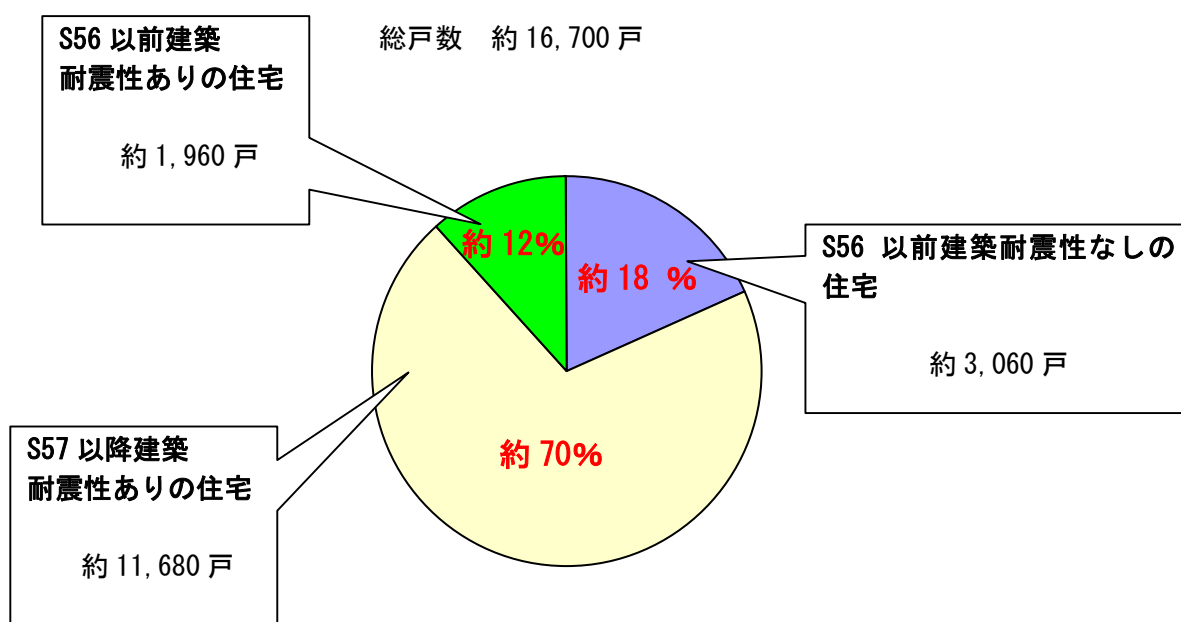
1 住宅の耐震化

寒川町内の住宅は、総戸数約 16,700 戸※に対して、約 30%の約 5,000 戸が昭和 56 年以前に建築されたものとなっています。耐震化の現状は、耐震性のあるものが約 13,640 戸（耐震化率 約 82%）と推計されます。

平成 27 年度には、町内の住宅総数は約 17,800 戸まで増加するものと推計されることから、耐震化率を 90%（約 16,000 戸）とするためには、様々な施策により、耐震改修・建替えを促進する対象戸数は約 570 戸と想定されます。

用 途 区 分	耐 震 化 率	
	現 状 (平成 21 年)	目 標 (平成 27 年度)
住 宅	約 82%	90%

住宅の耐震化の推計（平成 21 年）

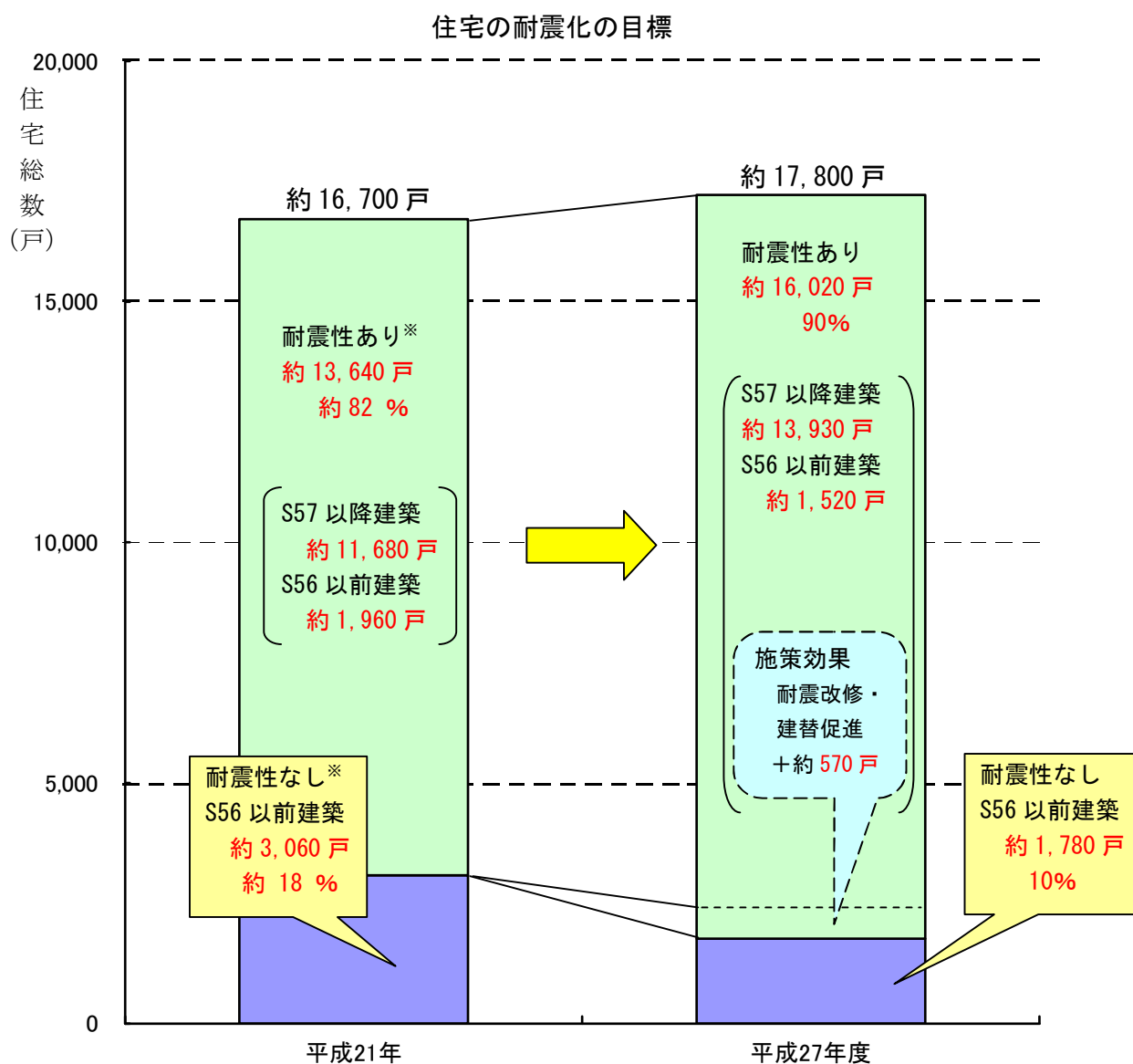


総戸数＝戸建て住宅約 12,200 戸＋その他共同住宅・寮等約 4,500 戸

耐震性がある住宅
 約 1,960 戸＋約 11,680 戸＝約 13,640 戸

耐震化率
 約 1,960 戸＋約 11,680 戸÷約 16,700 戸×100＝約 82%

※ 平成 21 年 1 月 1 日現在の家屋課税データの数値です。



平成 27 年度の住宅総数 (約 17,800 戸) はその年の世帯数の推計値 (約 19,100 世帯) の 93%と想定しています。

耐震化率を 90%にするためには、平成 27 年度における耐震性なし住宅を 10%である 1,780 戸以下にする必要があります。

また、過去の統計から推計すると、今後 6 年間で耐震改修・建替え等により、耐震性なし住宅は約 710 戸減少し、約 2,350 戸となることが見込まれます。

よって、様々な施策により、耐震改修・建替えを促進する対象戸数は約 570 戸 (約 2,350 戸ー約 1,780 戸) と想定されます。

※ 「耐震性あり」は、現行の耐震基準を上回っているもので、「耐震性なし」は、現行の耐震基準を下回っているものです。

2 特定建築物等の耐震化

平成 21 年の特定建築物等（P5 参照）については、公共・民間建築物合わせて（全体）120 棟※の約 38%にあたる 45 棟が昭和 56 年以前に建築されたものです。耐震化の現状は、耐震性のあるものが 101 棟と推計されます。

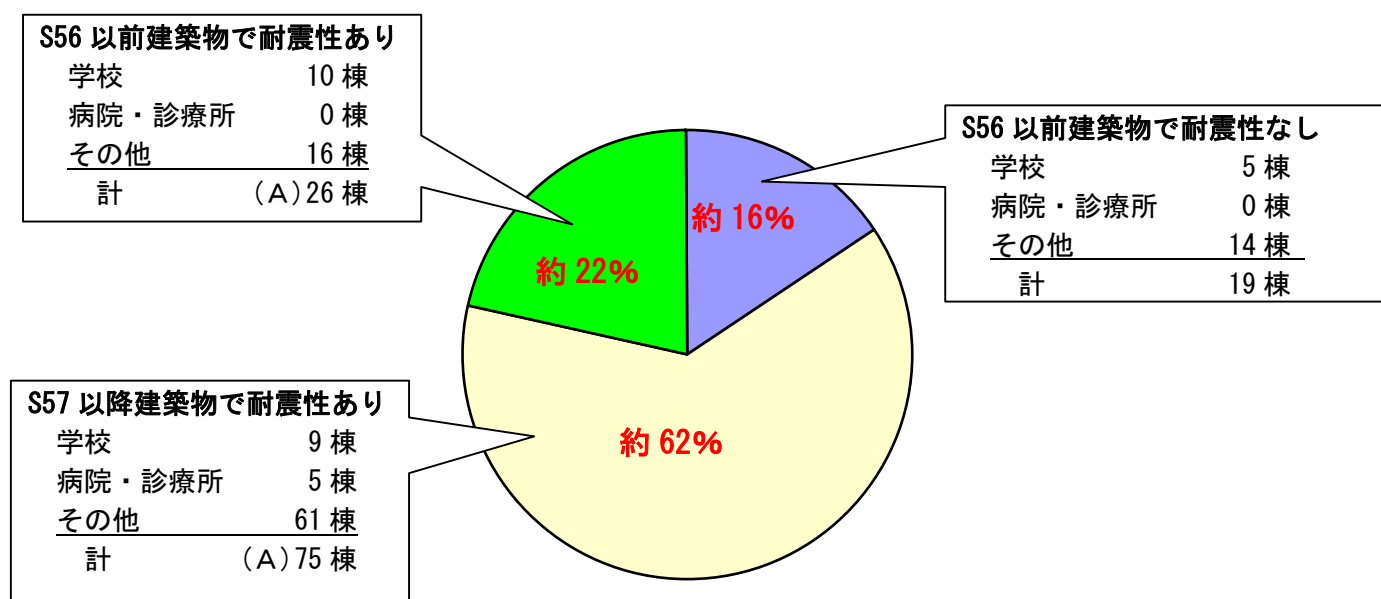
平成 20 年度末での用途別の耐震化率は、学校は約 79%、病院・診療所は 100%、それ以外の特定建築物等は約 85%で、全体では約 84%と推計しています。

平成 27 年度には、特定建築物等の総数は約 131 棟まで増加するものと推計され、耐震化率を 90%（約 118 棟）とするためには、耐震改修・建替えを促進する対象棟数は約 4 棟と想定されます。

用 途 区 分	耐 震 化 率	
	現 状 (平成 21 年)	目 標 (平成 27 年度)
特定建築物等	約 84%	90%

特定建築物等の耐震化の推計（平成 21 年）

総棟数 120 棟



耐震性がある多数の者が利用する建物

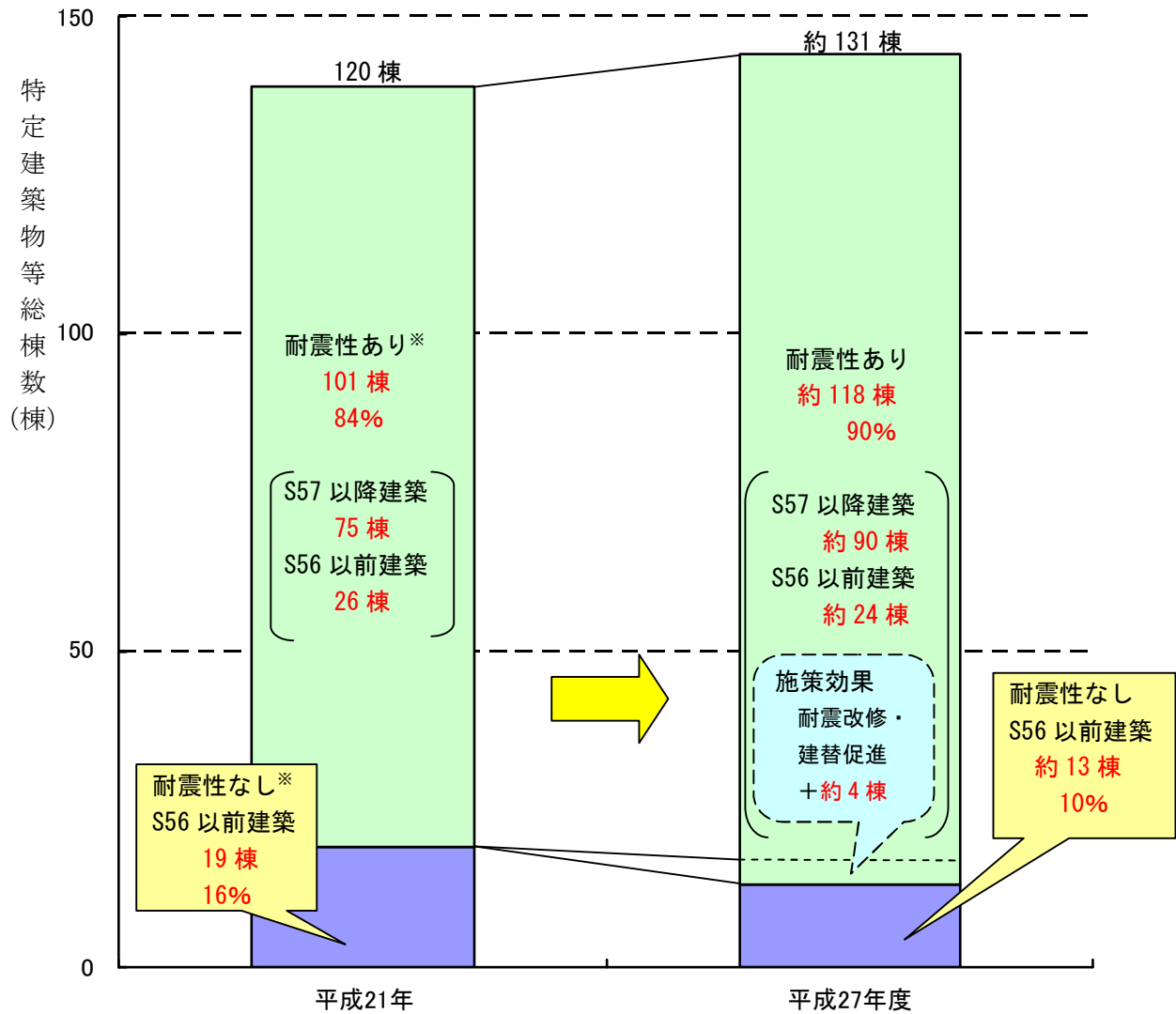
75 棟 + 26 棟 = 101 棟

耐震化率

75 棟 + 26 棟 ÷ 120 棟 × 100 = 約 84%

※ 各棟数は、平成 21 年 3 月に行った各課等調査に基づき算出されたものになります。
特定建築物等のうち、賃貸共同住宅については前節の「住宅」に含めるため除いています。

特定建築物等の耐震化の目標



平成27年度の特定建築物等の総棟数は、賃貸共同住宅分を除いて約131棟と推計されます。耐震化率を90%にするためには、平成27年度における耐震性なし特定建築物等を10%である約13棟以下にする必要があります。

また、推計では今後6年間で耐震改修・建替え等により、耐震性なし特定建築物等は約2棟減少し、約17棟となることを見込まれます。

よって、民間建築物については様々な施策により耐震改修・建替えを促進するとともに、公共建築物については計画的な耐震化を進め、合わせて耐震化等を促進する対象棟数は約4棟(約17棟－約13棟)と想定されます。

※ 「耐震性あり」は、現行の耐震基準を上回っているもので、「耐震性なし」は、現行の耐震基準を下回っているものです。

3 町有公共建築物の耐震化

公共建築物のうち町有公共建築物にあつては、以下の考え方に沿って耐震化を促進します。

(1) 町有公共建築物の耐震化の現状

- 町が所有する建築物のうち、防災対策上重要な施設や多数の町民が使用する町有公共建築物は 80 棟であり、そのうち、旧耐震基準で建築された建築物は 32 棟となっています。
- これらの旧耐震基準で建築された 32 棟の内、耐震診断の結果、耐震性を満たしている棟数と耐震補強が完了している棟数は以下の表のとおりです。
- 以上より、新耐震基準以降に建築された建物や、昭和 56 年以前に建築された建築物の内、「耐震性あり」と判断される建築物は 70 棟であり、耐震化率は 88%となっています。

公共建築物の耐震化の現状

		総棟数 A	昭和 56 年以前の棟数					昭和 57 年以 降 の棟数 D	耐 震 性 を 有 す る棟数 B+C+D=E	耐震化率 E/A
			昭和 56 年以前の棟数	耐震診断実施済			耐震診断未実施			
				耐 震 性 あり B	耐震性なし					
					補強済 C	未補強				
防 災 対 策 上 重 要 な 施 設	町庁舎、消防本部、小・中学校、体育館、集会所、公民館等	55	26	7	12	6	1	29	48	87%
その他	図書館、健康管理センター等	25	6	0	3	0	3	19	22	88%
合計		80	32	7	15	6	4	48	70	88%

(2) 耐震化の目標等

町有公共建築物の耐震化の促進については、防災対策上の情報拠点や避難所等となる役割と機能を果たすため、町地域防災計画との整合を図りながら、順次、計画的に耐震診断、耐震改修を、平成 27 年度末に向け実施します。平成 27 年度末までに防災上重要な建築物を中心に耐震化率を 100%とすることを目標とします。

特定建築物一覧（耐震改修促進法第6条第1号、同法施行令第2条）

（抜粋）

用 途		特定建築物の規模要件	指示対象となる規模要件※
学校	小学校、中学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 （屋内運動場の面積を含む）	1,500㎡以上 （屋内運動場の面積を含む）
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
病院、診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
賃貸共同住宅、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上	
事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供するものを除く）		階数3以上かつ1,000㎡以上	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上

※ 指示対象となる規模要件とは、特定建築物の所有者が所管行政庁の指導等に従わない場合、指示することができる建築物の規模を示しています。（P17 参照）

(参考)

その他の特定建築物（耐震改修促進法第6条第2号及び第3号、同法施行令第3条及び第4条）

用 途	特定建築物の規模要件	指示対象となる規模要件
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量(別表)以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500 m ² 以上
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物（P18 参照）	一定の高さ以上の建築物 （P19 参照）	

(別表) 政令で定める危険物の一覧（耐震改修促進法施行令第3条）

危険物の種類	危険物の数量
1. 火薬類(法律で規定)	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空包	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500 km
ヌ 導火線	500 km
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を使用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
2. 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
3. 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20m ³
4. マッチ	300 マッチトン※
5. 可燃性のガス（7及び8を除く）	2 万m ³
6. 圧縮ガス	20 万m ³
7. 液化ガス	2,000 t
8. 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	毒物 20 t 劇物 200 t

※ 1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17 mm)で7,200 個、約 120 kg。

第4章 建築物の耐震化を促進するための施策

1 耐震化の促進にかかる基本的な考え方

(1) 建築物の所有者等による耐震化の推進

建築物の耐震化促進のためには、建築物の所有者等が、自らの生命・財産は自らが守るという意識を持つとともに、所有または管理する建築物の倒壊等により周辺の安全に支障を来すことがないように、建築物の耐震性を把握し、必要に応じて耐震化を進めることが求められます。

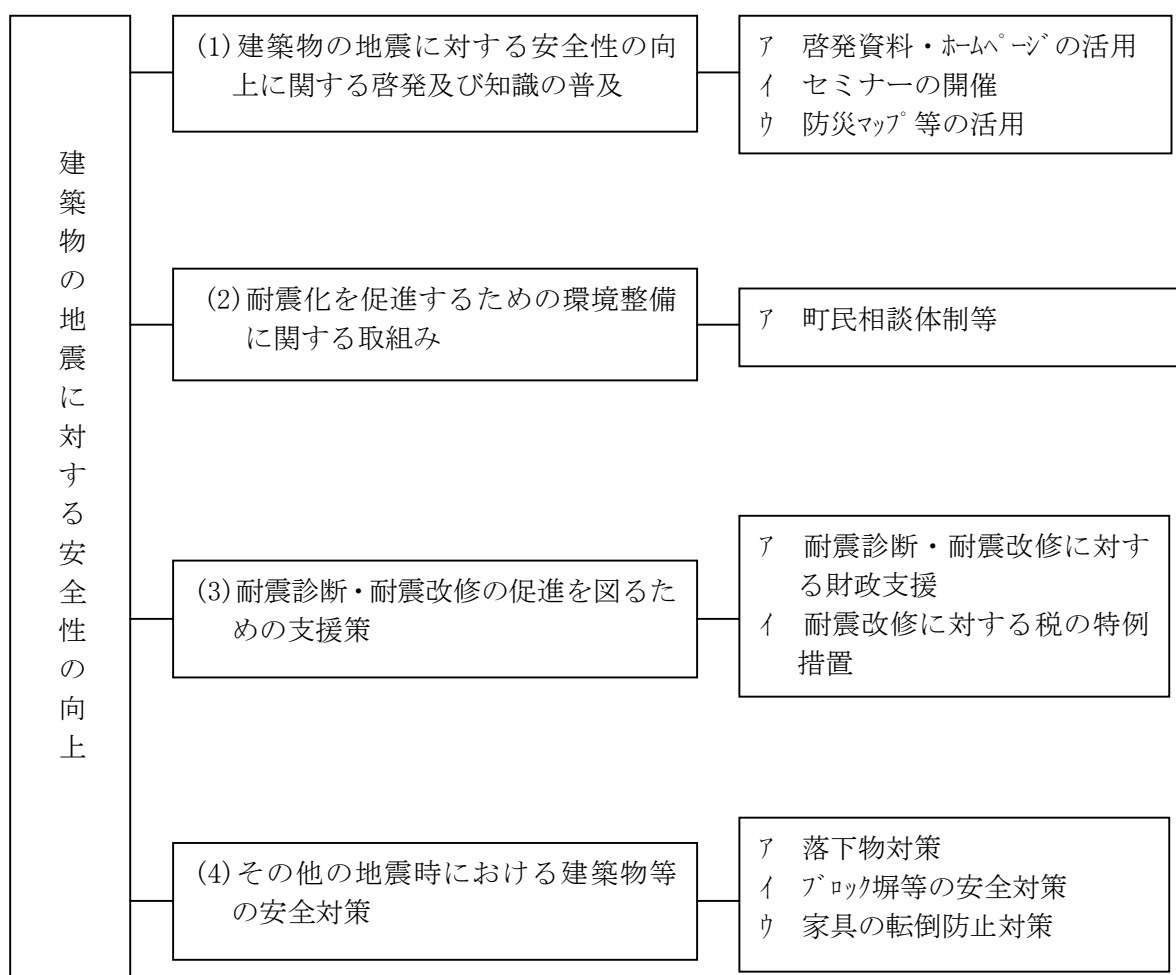
そのためには、町及び県は、建築物の耐震化に関する責任が所有者等にあることを自覚してもらえるように意識啓発を進めることが重要です。

(2) 町・国・県による建築物の所有者等への支援

建築物の所有者等が、建築物の耐震化を行いやすいように、町・国・県は、適切な情報提供をはじめとして、耐震診断・耐震改修に係る負担軽減のための支援策等を実施します。

2 耐震化を促進するための施策

耐震化を促進するため、様々な施策を総合的かつ効果的に展開します。



(1) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

町は建築物の所有者等に対し、自らの建築物の地震に対する安全性を確保することの重要性を認識してもらうなど、町民の建築物の耐震化に対する意識の向上を図るため、意識啓発や知識の普及を行います。

ア 啓発資料・ホームページを活用した普及啓発

住宅の耐震化に係る普及啓発のためのパンフレット「わが家の耐震診断と耐震知識」を作成し、町の窓口で配布するとともに各種イベントでも配布し、耐震化の重要性についての意識啓発に努めます。また、パンフレットの内容を町のホームページにも掲載し、併せて建築物の耐震化に係る各種情報へのリンク設定を充実するなど、ホームページを活用した啓発を行います。

イ セミナーの開催

耐震診断・耐震改修の重要性や必要性について町民に周知を図るため、県と連携し町防災講演会などの機会を捉え、耐震セミナーを開催します。

ウ 防災マップ等の活用

建物所有者が災害に対する意識を深められるように、「神奈川県アボイドマップ」等の活用を図ります。

(2) 耐震化を促進するための環境整備に関する取組み

建築物の所有者等が耐震化に取り組みやすいように、環境整備を進めていきます。

ア 町民相談体制等

町の都市計画課に相談窓口を設置して、町民からの相談に対応します。窓口では木造住宅の耐震性に関する自己点検の方法や補強方法の概要に関する情報提供に努めます。

(3) 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

耐震診断や耐震改修を実施する際の費用について、町は助成をするとともに、税の優遇措置等についての周知を図り、耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

ア 耐震診断・耐震改修に対する財政支援

町は、旧耐震基準の耐震性が劣る木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事に財政支援を行います。

イ 耐震改修に対する税の特例措置

平成 25 年末までに町の補助を受けて一定の耐震改修工事を行った場合、所得税の控除が受けられます。また、平成 27 年末までに一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税の減額が受けられます。これらの制度の周知を図り促進します。

(4) その他の地震時における建築物等の安全対策

建築物の耐震化促進のほかに、地震時における安全性の向上を図るために、次の取り組みを進めます。

ア 落下物対策

大規模な地震の際には建築物の倒壊だけではなく、窓ガラスや外壁、袖看板等、建築物の外装材の損壊・落下による被害も想定されます。このことは、昭和 53 年の宮城県沖地震で注目され、平成 7 年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、平成 16 年の新潟県中越地震等の際にも再認識されました。

地震時に建築物からの落下物を防ぎ、安全性を確保するため、建築物の適正な維持管理の啓発を進めていきます。

イ ブロック塀等の安全対策

落下物と同様、宮城県沖地震、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、新潟県中越地震等大規模な地震の発生時にはブロック塀等の倒壊が見受けられました。

地震時のブロック塀等の倒壊を防ぎ、安全性を確保するため、通学路や生活道路等におけるブロック塀等の正しい施工方法を普及、啓発し、また生垣等への転換を誘導します。

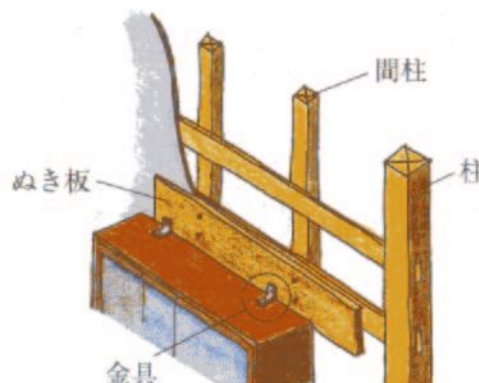


2004 年 新潟県中越地震

ウ 家具の転倒防止対策

近年の大地震では、地震による建物被害がない場合でも、家具の転倒や散乱によって怪我をしたり、避難が遅れるなどの人的被害が多く見受けられます。

防災講演会やパンフレット等により、家具の転倒防止対策の固定方法等の普及を図ります。



家具の転倒防止対策(例)

3 公共建築物の耐震化を推進するための施策

公共建築物の耐震化については、利用者の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点施設として、防災対策上機能確保の観点からも計画的に耐震化を進めていく必要があります。

(1) 町有施設の耐震化の推進

ア 現 状

町有施設のうち、特定建築物等は 39 棟あります。これらの耐震化率は平成 20 年度末では下表のとおり、約 85%となっています。

[町有特定建築物等の現状の耐震化率]

区 分	総棟数 A=B+C	新耐震 (S57 以降) B	旧耐震 C	(S56 以前)		耐震化済 棟 数 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
				診断結果 耐震性有り D	改修済 E		
特定建築物等	39 棟	18 棟	21 棟	5 棟	10 棟	33 棟	約 85%

イ 町有施設の耐震化推進施策

町有施設の耐震化の推進については、不特定多数の町民が利用する町有施設、町の災害応急活動の拠点となる庁舎、避難収容拠点等となる町立学校等の「防災上重要建築物」のうち、耐震診断の結果大規模補強が必要と診断された施設については、地震発生時の一次被害の軽減を図るとともに防災対策上の機能を確保するために計画的に耐震化を進めます。

また、その他の町有施設についても、改修工事等に併せて耐震改修を行うなど、耐震化を図ることとします。

第5章 耐震改修等を促進するための指導や命令等についての所管行政庁との連携

県計画において、「所管行政庁※¹は、特定建築物について耐震診断、耐震改修の必要性が認められる場合は、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示等を行うこと」としていることから、町では所管行政庁（神奈川県）と連携しながら促進していきます。

【県計画における所管行政庁による実施事項】

1 耐震改修促進法による指導・助言の実施

所管行政庁は、建築基準法の定期報告等で該当する特定建築物の所有者に対して耐震診断及び耐震改修の実施に関する説明や文書の送付を行います。

また、建築確認申請窓口での個別相談等の機会を捉え、耐震診断及び耐震改修の実施の必要性に関して説明します。

2 耐震改修促進法による指示の実施

(1) 指示を行う建築物の優先順位

耐震診断又は耐震改修への指示を行うべき建築物の優先順位については、原則として次のとおりとします。

- ① 医療救護活動、避難収容の拠点となる施設（避難施設、医療施設、拠点施設等）
- ② 不特定多数の者が利用する建築物（マーケット等）
- ③ その他の特定建築物

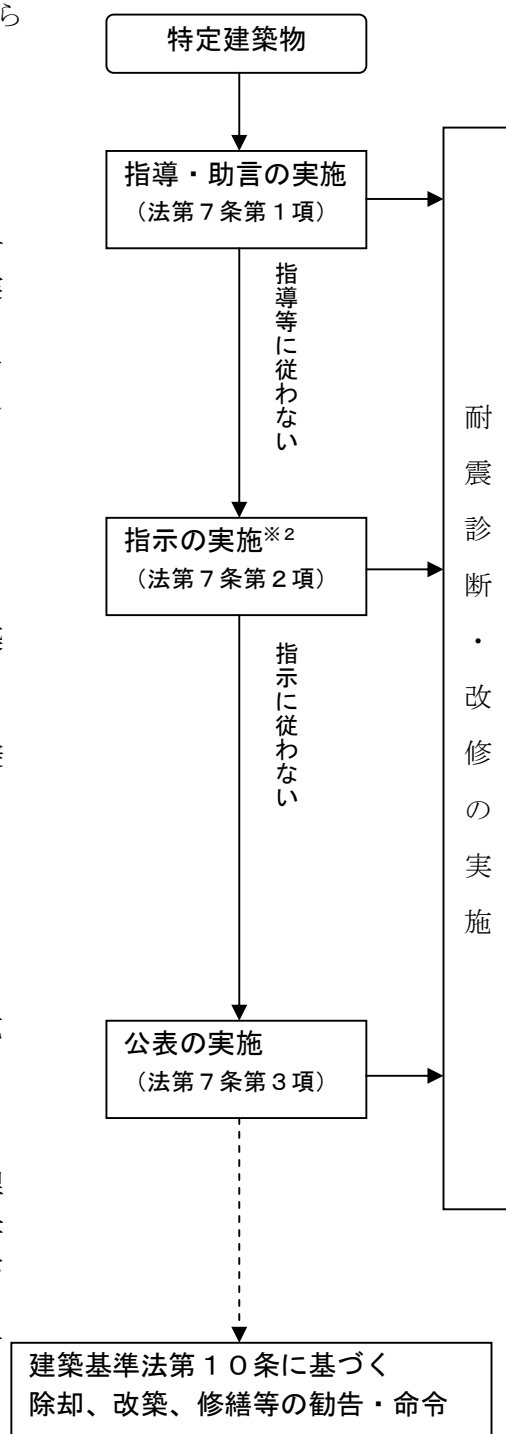
(2) 指示の方法

耐震診断及び耐震改修に関する具体的な実施事項を記載した指示書を交付します。

(3) 指示に従わないときの公表の方法

指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由が無くその指示に従わない場合は、社会的責任を果たさないものとしてその旨を法に基づき公表します。

公表は、当町でも広く周知するため広報やホームページへの掲載等により行います。



※1 耐震改修促進法第2条第3項に定められているもので、建築基準法第4条に規定する建築主事を置く市町村の区域については、当該市町村の長をいい、その他の市町村については知事をいいます。

※2 指示対象となる規模要件に該当する特定建築物に限ります。(P11 特定建築物一覧参照)

第6章 その他の耐震改修等を促進するための事項

1 地震時に通行を確保すべき道路に関する事項

(1) 耐震改修促進法第6条第3号の適用を受ける道路

耐震改修促進法（第5条第3項第1号）においては、県は建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路について記載し、促進計画に位置づけることができるとされています。

また、当該道路沿いの一定の高さ以上の建築物*のうち、現行の耐震基準を下回っている建築物は特定建築物となり、その所有者は、耐震改修を行うよう努めなければならないこととなります。（耐震改修促進法第6条第1項第3号）

県計画では、災害時における多数の人の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保するため、神奈川県地域防災計画に位置づけられた「緊急交通路指定想定路線」を基本として位置づけ、町内においては次表に示す路線が対象となります。本町は、県とともにこれらの当該道路沿道の建築物の耐震化に取り組んでいきます。

神奈川県耐震改修促進計画で位置づけられた町内の緊急交通路指定想定路線

	路線名	区間
A	県道44号 伊勢原藤沢線	伊勢原市役所入り口交差点から大門踏切までの間
B	県道45号 丸子中山茅ヶ崎線	東京都境から茅ヶ崎駅前交差点までの間
C	県道46号 相模原茅ヶ崎線	上溝交差点から柳島交差点までの間

2 確保すべき道路に関する方針

- (1) 当該道路沿いの一定の高さ以上の建築物のうち、現行の耐震基準を下回っている建築物は特定建築物となり、その所有者は、耐震改修を行うよう努めなければなりません。
- (2) 窓口やホームページ等を活用するなどし、所有者等への意識啓発に努めます。
- (3) 被害の拡大を抑えるため、沿道のブロック塀の生垣への転換を誘導します。

「一定の高さ以上の建築物」

